

住宅地開発を支援します！

【 1区画あたり最大100万円をサポート 】

甲佐町では、移住・定住者の増加につながる住宅建設地の確保を目的として、甲佐町住宅地開発行為指導要綱を遵守して住宅地開発を行う事業者に対して、予算の範囲内で支援します。

補助額

5区画以上の開発で

100万円/区画

区画数による上限額はありませぬ！！

※上記は1区画あたりの限度額です

▶例えば20区画の場合・・・100万円×20区画＝2000万円補助

主な条件

- ・ 甲佐町住宅地開発行為指導要綱を遵守していること
- ・ 1区画あたりの面積が165㎡以上、かつ開発区域内の1区画あたり平均面積が180㎡以上であること
- ・ 開発区域内の道路幅員は原則6メートル以上であること
- ・ 開発区域内の道路は開発区域外の町道以上の道路に接続していること
- ・ 事業者は原則として建築協定を結ぶこと
- ・ 開発区域面積の3%以上の公園を設けること
- ・ 税金等の滞納がないこと など

※条件等の詳しい内容はお問い合わせください [詳細はこちら▶](#)



※開発行為を行う前に開発指導要綱に基づく協議が必要です！

【問い合わせ】

甲佐町役場 地域振興課

✉ chiiki01@kosa.kumamoto.jp ☎ 096-234-1154